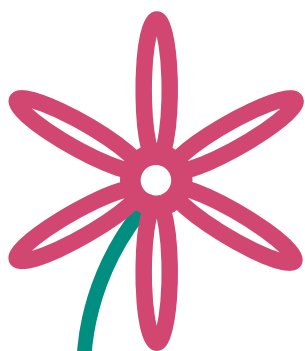


# コミュニティバンク せんぽくの現況

2022 ディスクロージャー



仙北信用組合



Community Bank

せんぽく

## ごあいさつ

理事長 **秋山 保茂**



皆さまには、平素より仙北信用組合に対しまして、格別なるお引立てを賜り誠にありがとうございます。

今般、令和3年度の当組合の業績や事業内容を皆さまにご報告するためディスクロージャー誌「コミュニティバンクせんぼくの現況」を作成いたしました。冊子を通じて当組合へのご理解を深めていただければ幸甚に存じます。

さて、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大が繰り返され、また、今年に入りロシアのウクライナ侵攻が様々な経済的影響を与える中、顕著な円安が続き、物価への影響も懸念される状況にあります。こうした中、当組合は地域の皆さまとの親密なリレーションを通じ、経済活動の支援を積極的に実施してまいりました。

その結果、令和3年度は本業利益を示すコア業務純益83百万円、当期純利益は53百万円を計上し、経営の健全性を示す自己資本比率は国内基準4.0%を上回る7.05%を確保することができました。

組合員の皆さまのご理解ご協力を改めて厚く御礼申し上げます。

令和4年度においては、“せんぼく”の組織基盤を一層強固にすべく店舗網の戦略展開を通じて、営業体制の強化に向け取りかかっていくことといたします。なお一層のお客さまとの絆、信頼関係を強化し、利便性向上に向けたサービスの拡充等を図ってまいりますので、仙北信用組合を日頃からご愛顧いただいている組合員の皆さまの一層のご理解、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月



## 経営理念

私たちは、地域の個人と事業者が活き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化を実現するための『サポート集団』であり続けることを目指します。

## 経営基本方針

- ◇ 地域経済への貢献
  - 円滑な資金供与の推進
    - ・ 金融仲介機能の発揮
    - ・ 中小企業分野における積極的な企業支援
    - ・ 地域社会との連携
- ◇ 持続可能なビジネスモデルの構築
  - 本業業務に徹した営業展開
  - 預貸取引シェアの拡大による収益獲得機会の開拓
  - 資金ニーズの把握と多面的な金融サービスの提供
  - 不良債権の回収促進
- ◇ 人材育成の強化
  - 地域経済への貢献につながる人材の育成
    - ・ 役職員自らの自己啓発
    - ・ 計画的な教育訓練の実施

## 事業概況

### 令和3年度の業績について

#### ● 事業概要

令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症拡大にかかるお客様の資金繰り支援を最優先に取組んでまいりました。

なかでもお客様との緊密なリレーションを通じた円滑な資金繰り支援と継続的な伴走支援(寄り添う支援)には積極的に取り組みました。

また、事業者支援態勢の充実に向けた取り組みとしても、外部支援機関(中小企業支援ネットワーク)や専門家(中小企業診断士)との連携を強化しながら、経営改善・事業再生・事業転換支援(補助金支援を含む)等にも取組みました。

具体的には、コロナ関連の融資累計額は、404件、5,622百万円、条件変更は、163件、3,704百万円となるなか、経営改善に向けた専門家派遣では、16事業者に対し延べ21回の派遣、事業再構築補助金にかかる支援の取組みは、6件(うち実行額189百万円)でありました。尚、令和3年度の融資実行の総取組みとしては、事業性融資329件、4,639百万円、個人ローン374件、675百万円となりました。

収益面は、トップラインとなる貸出金利息収入が、553百万円、業務収益は629百万円となりました。一方、費用面は、コロナ禍の下や人員減等で経費が抑えられたことにより、業務費用は546百万円になり、この結果、業務純益は、82百万円(本業利益：コア業務純益83百万円)となりました。

尚、将来的な損失リスクの備えとして与信費用21百万円や特別損失3百万円を計上したことにより、当期純利益は、53百万円となりました。

しかしながら、金融環境の変化に対する課題(人口減少、少子高齢化、長引く低金利政策など)も多いことから、この状況を直視し、これらの課題対応にあたる必要があると考え、このため、当組合としての新たな経営戦略を策定し、より一層の収益力強化に向けた戦略や健全な経営を維持するためのコア業務純益の増強に努め、当組合の営業

基盤を維持すべく、主たる営業地域である栗原市、登米市に位置する店舗に人的・物的資源を集中し、経営効率を図っていきたいと考えております。

#### ● 金融経済環境

我が国経済は、新型コロナウイルス感染者の急増を受け、緊急事態宣言からのスタートとなり、景気は落ち込みと持ち直しを繰り返すなかで、東京五輪は無観客で行われ景気押し上げ効果は限定的であり、1年を通してみれば停滞傾向で推移しました。なかでも飲食や宿泊などのサービス分野を中心に個人消費の低迷が顕著でありました。

一方、中小・小規模事業者の業況は、半導体不足や部品供給制約による生産活動への影響や原材料費や原油価格を含む資源価格の上昇などのコスト増加が続いており、景気回復に向けた動きは力強さに欠いており、依然として厳しい経営環境が継続しております。

尚、金融環境については、企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和した状態にあります。資金需要面では、一部では原材料コストの上昇を受けた運転資金需要がみられますが、感染症の影響を受けた流動的な需要などが総じて落ち着いていることから、全体としては横ばい圏内で推移している状況であります。

今後の展望としては、オミクロン変異株の感染拡大を背景に成長鈍化が予想されますが、感染がピークアウトすれば、経済活動の正常化に伴う雇用・所得環境の改善、コロナ危機下で積み上がった過剰貯蓄が消費に回ることから、景気は回復に向かうものと思われま

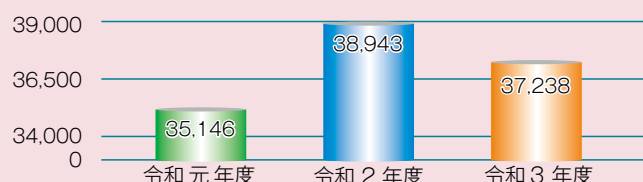
#### ● 事業の展望

当組合は、引き続き本業業務に徹した営業展開を中心に金融仲介機能を持続的に発揮し、地域経済へ貢献してまいります。

そのためにも営業基盤を維持すべく、主たる営業地域である栗原市、登米市に位置する店舗に人的・物的資源を集中し経営効率を図るなか、安定した収益と将来にわたる健全性も確保したいと考えております。

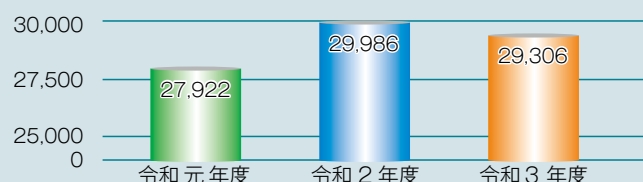
### 預金残高

単位：百万円



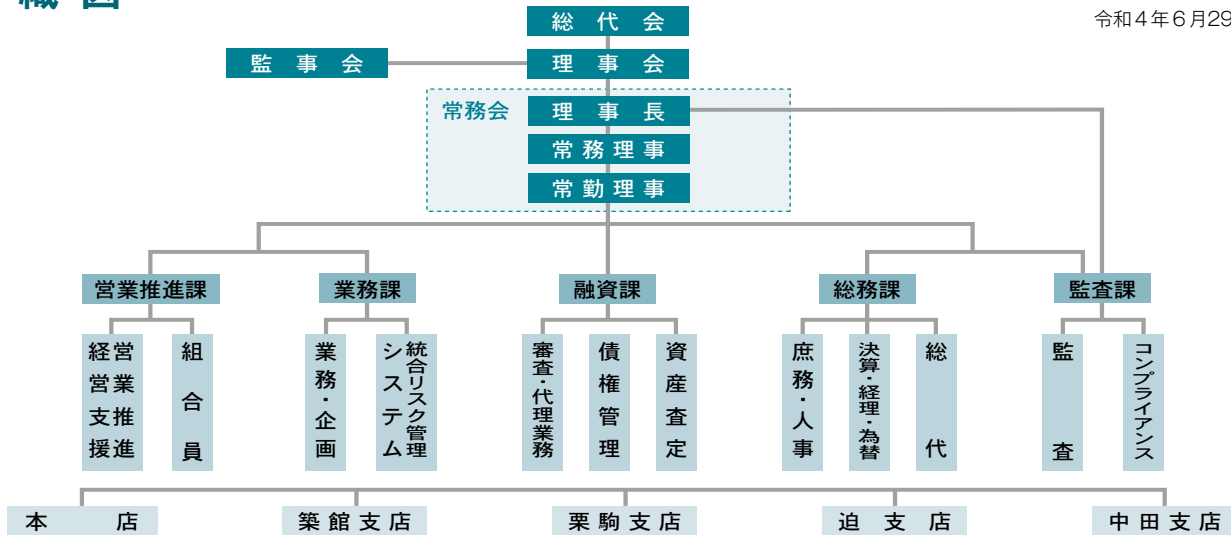
### 貸出金残高

単位：百万円



## 組織図

令和4年6月29日現在



## 組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織です。

組合員は当組合が営業する地区にお住まいか、お勤めの皆さま、中小規模の事業者の皆さま等が組合員になる資格を有していますが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上を図ることを目的とし

た法律によるものです。組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を資金源として金融事業を行っています。

信用組合の運営のための重要な事項を決定する際は組合員全員で構成する「総代会」が最高議決機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総代会を通じて組合の経営に参加しています。

## 総代会の仕組み

組合員数が多い信用組合では、総会の開催は事実上困難なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために、総会に代えて総代会制度を採用することもでき、当組合も採用しています。総代会は組合員の皆さまによる選挙により選出された「総代」で組織し、当組合の様々な重要事項を決定しています。

当組合では、総代会に限定することなく、地区総代会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、経営に生かしております。

## 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数以内であった場合は、その総代候補者を当選者としています。

### (2) 総代の任期・定数

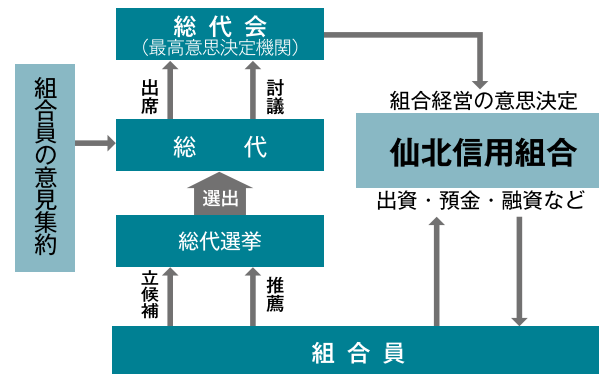
総代の任期は2年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を6つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和4年3月31日現在の組合員数は18,075人)。

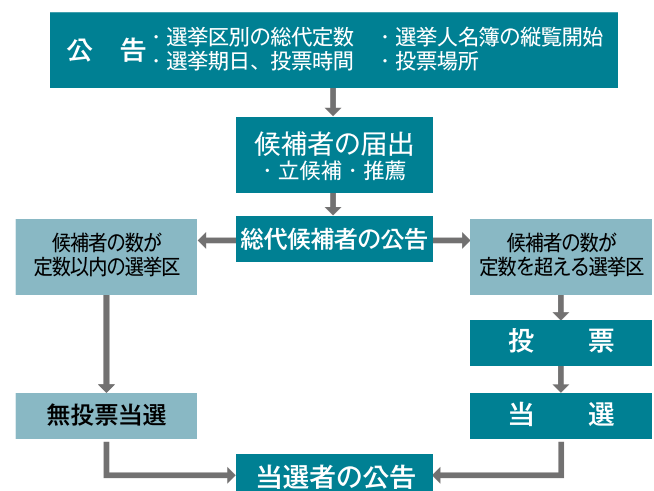
## 組合員数の推移

(単位：人・社)

区分	令和2年度	令和3年度
個人	17,131	16,938
法人	1,136	1,137
合計	18,267	18,075



## 総代の選挙までの手続き





## 第67回通常総代会の決議事項

令和4年6月28日に第67回通常総代会を開催し、当日は総代104名のうち、出席99名(うち、委任状による代理出席3名、書面での議決権行使47名)のもと、次の決議事項が付議され、結果は下記のとおりとなりました。

### 決議事項

- 第1号議案 第67期貸借対照表、損益計算書承認の件  
原案のとおり承認・可決されました。
- 第2号議案 第67期損失処理案承認の件  
原案のとおり承認・可決されました。
- 第3号議案 第68期事業計画および収支予算案承認の件  
原案のとおり承認・可決されました。
- 第4号議案 優先的配当にかかる定款の一部変更の件  
原案のとおり承認・可決されました。
- 第5号議案 役員(理事)の定数にかかる定款の一部変更の件  
原案のとおり承認・可決されました。
- 第6号議案 新たな経営戦略に伴う定款の一部変更の件  
原案のとおり承認・可決されました。
- 第7号議案 任期満了に伴う理事の選任に関する件  
原案のとおり承認・可決されました。



## 総代の皆さま (順不同：敬称略)

令和4年6月28日現在

地区名	総代定数	総代氏名					
<b>第1地区</b> 栗原市(若柳、志波姫) 登米市(石越町)	25名	伊藤 正吾◇ 今野 崇③ 千葉 清◇ 土生 浩也◇	稲邊 祐幸① 佐々木英雄◇ 千葉 鉄夫◇ 早坂 悟①	猪股 研◇ 鈴木 正彦◇ 千葉 芳照◇ 久光 伸夫①	川嶋 哲② 高橋 亨◇ 新田 一雄◇ 三浦 忠博◇	後藤 泰信② 只見 直美◇ 沼倉真由美③	
<b>第2地区</b> 栗原市(築館、一迫、 高清水、瀬峰、花山)	21名	大内 芳博③ 狩野 圭一① 野口 典秀③ 渡辺 恭嘉◇	大場 伸也③ 菊地 和彦◇ 長谷川 敬◇	鹿野 敏◇ 今野 敏昭◇ 兵藤 充彦◇	上西二三男◇ 曾根 永行◇ 松枝 照明◇	亀田 伸男◇ 高橋 涉④ 和田 雅弘◇	
<b>第3地区</b> 登米市(迫町) 本吉郡南三陸町	27名	青野 正弘◇ 及川 浩④ 西城 洋市◇ 千葉 栄記④	阿部 紀夫④ 太田 陽平◇ 斎藤 恵一③ 三浦 賢三②	石川 法夫③ 大畑 好司③ 佐竹 孝行◇ 三浦 博◇	伊藤 俊郎◇ 熊谷 敏明④ 佐藤 昌市⑤ 三浦 義明◇	遠藤 諭◇ 後藤 福子◇ 佐藤 哲弥◇ 武川 毅◇	
<b>第5地区</b> 栗原市 (栗駒、金成、鷺沢)	21名	岩淵 賢② 今野 武④ 清水 孝悦① 三浦 治◇	小野寺良隆◇ 佐々木和典◇ 菅原 重信③	久我 一仁② 佐々木新一◇ 菅原 洋◇	黒田 敏男◇ 佐藤 京子④ 鈴木 秀一◇	後藤紀美夫◇ 佐藤 憲一◇ 太宰 武弘◇	
<b>第6地区</b> 登米市(米山町、南方町、 登米町、豊里町、津山町)	20名	新井 信博◇ 今野 秀俊◇ 千葉 正幸◇	伊藤 克成◇ 坂井 俊文④ 三浦 正喜④	大沼 礼和◇ 佐々木 伸◇ 吉田みか子②	小野寺忠雄⑤ 佐藤 辰也② 渡邊 政利④	加藤 亮◇ 千葉 治男◇	
<b>第7地区</b> 登米市(中田町、東和町) 気仙沼市	26名	浅倉 真理◇ 片岡 大助◇ 佐々木康之④ 千葉 健一⑤	飯塚 敏郎◇ 菅野 祐一② 鈴木 重司◇ 野家 伸二④	石川 久◇ 熊谷 貞雄◇ 高橋正一郎◇ 蛭田 宗生◇	石塚 義隆◇ 後藤 眞◇ 田口 安浩◇ 三浦孝次郎◇	五安城いを子⑤ 後藤 益美③ 谷村 明信◇	

※1 氏名の後に総代就任回数を記載しております。 ※2 就任回数が5回を超えている場合は、◇で示しております。

## 総代の属性別構成比

総代数 104人

職業別 個人 2.88%、個人事業主 18.23%、法人役員 78.85%

年代別 30代以下 1.92%、40代 13.46%、50代 15.39%、60代 39.42%、70代 29.81%

業種別 製造業 9.90%、農業・林業 1.98%、建設業 21.78%、金融業・保険業 0.99%、卸売業・小売業 36.64%、不動産業 3.96%、  
運輸業・郵便業 6.93%、その他サービス業 17.82%

※業種別は法人役員、個人事業主に限る。

## 業務のご案内

### 主要な事業の内容

#### A 預金業務

- (イ)預金・定期積金  
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- (ロ)譲渡性預金  
取り扱っておりません。

#### B 貸出業務

- (イ)貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ)手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

#### C 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

#### D 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### E 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

#### F 外国為替業務

取り扱っておりません。

#### G 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

#### H 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

#### I 附帯業務

- (イ)債務の保証業務  
(ロ)有価証券の貸付業務  
(ハ)国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務  
(ニ)代理業務  
    (a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務  
    (b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務  
(ホ)地方公共団体の公金取扱業務  
(ヘ)株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務  
(ト)保護預り業務  
(チ)損害保険及び生命保険の代理店業務  
(リ)電子債権記録業に係る業務

### 主な預金商品のご案内

種類	内容と特徴	期間	お預け入れ額等	
当座預金	商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	日常の入出金をはじめ、給与、配当金、年金の自動受け取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	預金保険制度により、全額保護される預金です。お利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金、定期預金、定期積金を1冊の通帳にまとめ、受け取る、支払う、貯める、借りるが可能となる頼もしい口座です。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	普通預金の手軽さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預け入れ金額に応じ金利が設定される便利でお得な預金です。	出し入れ自由	基準残高10万円以上	
定期預金	スーパー定期	まとまった資金をより有利に運用して頂けます。お預け入れ期間中の適用金利は満期日まで変わりませんので安心、確実です。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定型	1,000円以上
	せんぽく年金定期「しあわせ500」	当組合を受取口座とした年金受給者を対象としてお利息は通常の定期預金より有利となっています。	1年満期日指定型	1,000円以上500万円以下
定期積金	スーパー積金	貯めたい目的に向かって毎月積立ができます。夢の実現へ向けて計画的に貯蓄が可能です。	6ヶ月以上5年以内	掛込金額1,000円以上

### 主な個人向け融資・ローン等のご案内

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
スーパーフリーローン「借得」WEB完結型	当組合の普通預金口座をお持ちの方を対象として、WEB上でお申込みからご契約、ご融資金のご入金まで完結できる便利なフリーローンです。	10万円以上300万円以下	10年以内
カードローン「借得R」WEB完結型	当組合の普通預金口座をお持ちの方を対象として、WEB上でお申込みからご契約まで完結できる便利なカードローンです。 ※一部郵送でのお手続きがございます。	30万円、50万円、100万円、150万円、200万円、250万円、300万円の極度額	1年(自動更新)
カーライフローンWEB完結型	当組合の普通預金口座をお持ちの方を対象として、WEB上でお申込みからご契約、ご指定のお車購入先等へのお振込まで完結できる便利なマイカーローンです。	10万円以上500万円以下	10年以内
自動貸越機能付き新カードローン「安心ぶらす」	普通預金にセットする当座貸越で、預金残高不足時に自動的に貸越となり、公共料金等の引き落としに大変便利です。	30万円、50万円、100万円、200万円、300万円の極度額	1年(自動更新)
スーパーフリーローン「借得」	お使いみちはご自由で、手続きも簡単便利です。プランの実現にお気軽にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下(主婦・アルバイトは30万円以内)	10年以内

種 類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
カードローン 「借 得 R」	お買いものやレジャー等のイザという時に大変便利なカードローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	30万円、50万円、100万円、150万円、200万円、250万円、300万円の極度額	1年(自動更新)
カーライフローン 「スペシャル」	車両購入や車検費用、自動車関連用品購入資金の他、他金融機関のマイカー購入資金に関するローンの借換資金等にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下 ※借換の場合は残高の範囲内	10年以内 ※元金据置期間を含みます
せんぽくフリーローン 「お得意さん」	当組合ローンをご利用のお客さまを対象としたフリーローンで、お使いみちは自由で手続きも簡単便利です。お客さまのご要望により当初6ヶ月はお利息だけのお支払いとしたお取扱いも可能です。	10万円以上300万円以下	10年以内 ※元金据置期間を含みます
スーパーフリーローン 「ガード」	お使いみちはご自由で、手続きも簡単便利です。フリーローンとしてご利用いただけるほか、他金融機関のお借入のおまとめなど幅広くご利用いただけます。	10万円以上500万円以下	10年以内
せんぽく奨学ローン 「希望」	入学金や授業料、生活費等の学資金にかかるローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下	15年以内 ※借換による最長期間は「15年一借換対象の支払済期間」
学資応援団 「チャンス」	極度型の教育ローンで借入期間、返済期間問わず随時返済も可能と利便性の高い商品です。	100万円、150万円、200万円、250万円、300万円、350万円、400万円、450万円、500万円の極度額	3年毎の自動更新とし最終年齢は75歳
住まいのいちばん ネクストVⅡ	住宅の新築や増改築、住宅用土地、自己居住用中古物件購入資金など最大で担保評価額の200%までご利用いただけます。	100万円以上10,000万円以内	2年以上50年以内 ※35年以上でのお取り扱いの一部条件がございます
せんぽくおまとめ ローン「いがった」	他の金融機関で借入しているローン(住宅ローンおよび事業性資金は除きます。)を一本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。	10万円以上1,000万円以内 ※500万円超は不動産担保での取扱いとなります	10年以内 ※不動産担保を設定する場合は15年以内
栗原市 のぞみローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除きます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。宮城県栗原市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内 ※不動産担保を設定する場合は20年以内
とめ安心 サポートローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除きます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。宮城県登米市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内	6ヶ月以上10年以内 ※不動産担保を設定する場合は20年以内

## ※ 主な事業者向けご融資のご案内

種 類	特徴・お使いみち	ご利用条件等
プロパー 資金	一 般 資 金	仕入れ資金や諸経費支払等の運転資金、車両代替や機械購入等の設備資金にご利用いただけます。
	せんぽく アパートローン	賃貸用のアパート・マンション・戸建ての新築や建替え、土地及び中古賃貸物件購入資金や、これらに付随する諸費用(事務手数料、火災保険料、登記費用)等にご利用いただけます。
	自動車販売業者専用当座貸越 「クイック」	当座貸越の特徴を活かし、オークション仕入れや修理用品の購入、スタッドレスタイヤなど季節商品仕入れなどにタイムリーにご利用いただけます。
	農 業 者 ロ ー ン 「収穫返済」	種苗や肥料購入、仔牛の仕入れや飼料購入等の運転資金、又は小規模の設備資金などにご利用いただけます。随時弁済の特徴を活かし収穫時期や出荷時期に合わせた返済が可能です。
県制度保証	経営安定資金 一 般 資 金	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人・組合で、次のいずれかが資金を必要としている中小企業者 1 経営基盤、経営体質の改善を必要とする方 2 経済の変動等外部要因により経営が不安定化し本件融資により、経営の安定が図れる方
	資産 振興 創 業 育 成 資 金	当組合営業区域内で新たに事業を開始する方で、次のいずれかに該当する方 (1)創業等を行うとする方で一定の要件を満たす方(創業者) (2)創業後5年を経過していない方で一定の要件を満たす方(新規中小企業者)
伴走支援型特別保証制度		新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の皆さまの資金繰り円滑化を図ると共に、当組合が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を行います。
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)制度		「中小企業再生支援協議会」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき中小企業者の皆さまが経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を支援し、経営改善・事業再生の取組みを後押しします。
市町村 制度保証	栗原市中小企業 振興資金保証制度	栗原市との提携資金で車両代替や機械購入等の設備資金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。信用保証協会保証料は栗原市より全額補給されます。
	登米市中小企業 振興資金保証制度	登米市との提携資金で車両代替や機械購入等の設備資金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。信用保証協会保証料は登米市より全額補給されます。



## 為替・収納業務のご案内

種類	内容
内 国 為 替	全国どこの金融機関へでもスピーディーにお振込が出来、どこからでも手形や小切手のお取立てができます。

## 窓口・販売業務のご案内

種類	内容
損 害 保 険	当組合の住宅ローンをご利用いただくお客様向けに、長期火災保険(しんくみ安心マイホーム)をお取扱いしております。
個 人 年 金 保 険	老後の生活資金を確実にご準備いただける一時払いの保険や、月々一定の保険料を払い込みいただき、お受取り期間は5年、10年、15年をお選びいただける保険をお取扱いしております。

## 各種サービスのご案内

種類	内容
キャッシュサービス	当組合の本支店はもちろん、日本全国の提携金融機関およびゆうちょ銀行やセブン銀行ATMで当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。土・日・祝日も現金のお引き出しやお預け入れができます。
ジェイデビットカード	ジェイデビットマークのある加盟店なら当組合のキャッシュカードがデビットカードとしてご利用いただけます。買物代金支払いの際、専用端末にカードを通して暗証番号を押すだけで預金口座から即日引き落としとなります。(手数料不要)
各種自動受取	給与・年金・配当金等が自動的にご指定の口座へ振込まれますので便利で安心です。
各種自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金のほか、税金・学校授業料・保険料・クレジットなどが自動的にご指定の口座から支払われますので便利で安心です。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをお預かりしご指定の預金口座に入金いたします。
インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネットバンキングやモバイルバンキングをお使いになれば、窓口に出向かなくてもお振込や、口座の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。なお照会サービスは無料でご利用になれます。
でんさいネット	「でんさい」は手形に代わる新たな決済手段で電子記録債権の受取り、発生記録、譲渡記録がご利用できるサービスです。
しんくみお得ねっとサービス	全国各地にある信用組合の自動機(CD、ATM)を無料でご利用いただけるサービスです。(提携信用組合間のみ)
セブン銀行	全国のセブン・イレブンやイトーヨーカドーに設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」等がご利用いただけます。

## 付帯業務

種類	内容
債務の保証業務	
代理業務	全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫 等の代理貸付業務 (独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構 等の代理店業務
地方公共団体の公金取扱業務	
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	

## しんくみWEBローンサービス

当組合のホームページから、24時間ご希望のローン商品をお申込みできます。

インターネット画面から **せんぽく** **検索** をクリック!



### お申込み手順

- ① 当組合ホームページからご希望の商品ボタンをクリック。
- ② ご希望のローン商品がお申込できます。

商品内容の詳細や諸費用、金利、ご返済目安及びご不明な点等がございましたら、下記ローン相談窓口またはお近くの店舗、営業担当者にご相談ください。

ローン相談窓口  
フリーダイヤル **0120-32-3014**  
受付時間 午前9時から午後5時まで

#### ※留意事項

- ・WEB完結型の商品は、当組合の普通預金口座をお持ちの方はご来店不要でご契約までWEBでお手続きできます。
- ・WEB完結型の記載がない商品のお申込みは、ローンの「仮審査申込み」です。
- ・お借入れの際は別途窓口で正式なお手続きが必要となります。
- ・審査の結果によっては、お客様の希望にそえない場合があります。



# 主な手数料のご案内

各手数料は10%の消費税を含んだ金額で記載しています。

## 主な為替手数料

(単位：円)

種 類	組 員	金 額	
		振 込	振 替
窓口利用	当組合	5万円未満	220
	自店あて	5万円以上	440
	他組合	5万円未満	220
	他店あて	5万円以上	440
	他行あて (電信扱)	5万円未満	495
	他行あて (文書扱)	5万円以上	660
ATM利用			
キャッシュカード・ローンカード利用	当組合	5万円未満	110
	自店あて	5万円以上	330
	他組合	5万円未満	110
	他店あて	5万円以上	330
現金振込	当組合	5万円未満	220
	自店あて	5万円以上	440
	他組合	5万円未満	220
	他店あて	5万円以上	440
他行あて	5万円未満	495	
	5万円以上	660	
	インターネットバンキング・モバイルバンキング		
	振 替	5万円未満	無 料
	5万円以上	無 料	
振 込	当組合	5万円未満	無 料
	自店あて	5万円以上	無 料
	他組合	5万円未満	110
	他店あて	5万円以上	220
他行あて	5万円未満	275	
	5万円以上	440	

※現金振込で10万円を超えた場合、本人確認資料が必要になります。  
 ※当組合ATMの稼働時間内に受付したお振込は当日の入金となります。  
 ただし、振込先の金融機関によっては当日お振込できない場合があります。  
 ※ATMによる現金振込は、支店ATM、デパート・百貨店・新鮮館佐沼出張所ATMでご利用できます。

## 主な手数料

(単位：円)

種 類	金 額
手再数発行	
通帳・証書	1枚 1,100
キャッシュカード	1枚 1,100
出資証券	1枚 1,100
発行手数料	
都度発行	1通 660
英文発行	1通 1,100
組合書式以外	1通 2,200
その他証明書発行手数料(出資金など)	1通 550

## 両替手数料

(単位：円)

希望金種の合計枚数	金 額	希望金種の合計枚数	金 額
1枚～50枚以下	無 料	501枚～1,000枚	660
51枚～500枚	440	以後1枚～1,000枚 毎に右記金額を加算	330

※新券への両替、交換(同一金種新券への交換)、新券を指定される払戻しは対象となります。  
 ※現金による払戻し時に金種を指定される場合、「払戻枚数から1万円札を除いた枚数」が対象となります。

## 硬貨入金手数料

(単位：円)

硬貨の合計枚数	金 額	硬貨の合計枚数	金 額
1枚～300枚以下	無 料	以後1枚～1,000枚 毎に右記金額を加算	330
301枚～500枚	440		
501枚～1,000枚	550		

## 主な融資手数料

(単位：円)

種 類	金 額		
事務取扱手数料	スーパーフリーローン「借得」WEB完結型 ※ご融資利率14.5%の商品は無料とします。	1件 3,300	
	カーライフローンWEB完結型	1件 4,400	
	スーパーフリーローン「借得」 ※ご融資利率14.5%の商品は無料とします。	1件 3,300	
	カーライフローン	1件 3,300	
	せんぽくフリーローン「お得意さん」	1件 3,300	
	スーパーフリーローン「ガード」 ※ご融資利率14.5%の商品は無料とします。	1件 3,300	
	せんぽく奨学ローン「希望」	1件 3,300	
	学資応援団「チャンス」	1件 3,300	
	せんぽくおまとめローン「いがった」	200万円以上 1件 22,000 100万円以上200万円未満 1件 11,000 100万円未満 1件 5,500	
	自動車販売業者専用当座貸越「クイック」 農業者ローン「収穫返済」	1件 無 料	
照会各種発行手数料	融資残高証明書発行	1通 660	
	融資証明書発行	1通 11,000	
	利息支払証明書発行	1通 660	
	住宅取得資金年末残高等証明書発行	1通 660	
	ローンカード(事業者カード)発行	初回利用時 無 料	
	現預金手数料	営業地区内	1件 44,000
		営業地区外	1件 55,000
		遠隔地(宮城県内、一関市を除く)	1件 55,000+実費
	貸付条件・担保条件の変更	貸付条件・担保条件の変更	1件 16,500
		貸付条件の変更(消費者ローン)	1件 3,300
変動・固定変更手数料		1件 5,500	
繰上償還手数料	一般融資(手形貸付、借換を除く)	1件 5,500	
	消費者ローン	1件 無 料	
	住宅ローン	借入日より5年以内	1件 5,500
		借入日より5年超10年以内	1件 3,300
		借入日より10年超	1件 無 料
	アパートローン	令和2年2月3日以降の借入金(金額・一部繰上)	
		最終返済期限までの期限が5年超	1件 返済金額の20%+消費税
		最終返済期限までの期限が5年以内	1件 無 料
		平成28年11月15日以降の借入金(金額・一部繰上)	
		借入日より5年以内	1件 返済金額の20%+消費税
借入日より5年超10年以内		1件 返済金額の10%+消費税	
借入日より10年超		1件 無 料	
平成28年11月14日以前の借入金(金額)			
返済時残高1,000万円未満		1件 33,000	
返済時残高1,000万円以上		1件 55,000	
学生可能アルバイト関連金	令和2年2月3日以降の借入金(金額・一部繰上)		
	最終返済期限までの期限が5年超	1件 返済金額の20%+消費税	
	最終返済期限までの期限が5年以内	1件 無 料	
	令和2年1月31日以前の借入金(金額)		
返済時残高1,000万円未満	1件 33,000		
返済時残高1,000万円以上	1件 55,000		

## 現金自動預払機(ATM)手数料

(単位：円)

入 出 金	当組合カード		しんくみお得ねっと		他金融機関カード		ゆうちょ銀行カード	
	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平日	7:00～8:45	110	無料	220	220	220	220	220
	8:45～18:00	無料	無料	110	110	110	110	110
	18:00～22:00	110	無料	220	220	220	220	220
土 曜	7:00～9:00	110	無料	220			220	
	9:00～14:00	無料	無料	110	220	220	110	
	14:00～22:00	110	無料	220			220	
日 曜 祝 日	7:00～22:00	110	無料	220	220	220	220	

※上記の時間は当組合ATMの営業時間です。  
 金融機関により入出金のできる時間が異なりますのでご了承下さい。  
 ※全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD/ATM)の利用手数料が無料になる「しんくみお得ねっと」サービスにより、提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間(平日 8:45～18:00 土曜日 9:00～14:00)内は、提携信用組合の自動機で利用手数料無料で、現金の引出しができます。

# 「地域密着型金融」および「中小企業・小規模事業者に対する経営支援」への取組み状況について

## I. 地域密着型金融の取組方針

当組合は、地域に根ざした協同組織の金融機関として常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小企業・小規模事業者ならびにお勤めの方々が生き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化に貢献する事を経営理念としております。その為には、お客様との繋がり(コミュニケーション)が重要であるとの考えから、地域との連携を基礎とした「サポート集団」として金融仲介機能の発揮に注力している所であります。また、地方公共団体を始め、地域金融機関や各種団体との連携態勢も整えており、今後も地元企業に対する経営支援に積極的に取組んでまいります。

## II. 中小企業・小規模事業者への経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域密着型金融」および「金融円滑化」に関する取組み方針を積極的に推進しております。平成24年11月には「中小企業経営力強化支援法」に基づき経営革新等支援機関(認定支援機関)として認定を受け、創業・新規事業や経営改善・事業再生、経営革新などお客様の経営課題に対する支援、又は地域経済の活性化に資する事業活動への支援といたしまして外部専門家や外部機関などの知見や機能を積極的に活用してまいりました。今後も、中小企業・小規模事業者および地域経済の発展に貢献すべく、地域社会との連携を基礎とし各ライフステージ(創業・新事業開拓支援や成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換支援など)に応じて抱えているさまざまな経営課題や金融ニーズなどに対して積極的かつきめ細やかな対応に取組んでまいります。

## III. 中小企業・小規模事業者への経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・小規模事業者への経営支援として、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(中小企業119専門家派遣)など各種事業への参加や外部支援機関との連携により経営課題の解決に向けた取組みを推進する他、当組合と顧問契約の中小企業診断士による経営相談や当組合独自の企業分析により経営支援に向けた提案型営業を展開するなど事業者支援に向け態勢整備を行っております。

### 1. 【各種補助金の事業計画策定支援】

認定支援機関として、事業者に対する経営支援はもとより、成長戦略の一環でもある各種補助金(事業再構築補助金、事業復活支援金等)の利用促進ならびにつなぎ融資や必要資金について積極的に対応しております。

### 2. 【中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(中小企業119専門家派遣)の積極的活用】

地域の認定支援機関(ネットワーク構築)によるコンサルティング機能発揮の一環として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」である専門家派遣事業「ミラサポplus」や創業から安定までワンストップで経営支援を行う「よろず支援拠点(あらゆる経営相談に応じる)」を活用し、お客様が抱えている経営課題や問題の解決、経営改善計画等の策定支援を行っております。

### 3. 【その他経営課題解決に向けての提案】

中小企業・小規模事業者のライフステージ(発展や成長の各段階)で異なる経営課題に対し専門家派遣や外部機関の活用によるコンサルティング機能を発揮する他、各種制度のノウハウを蓄積し適切な助言や解決策の提案に取組んでおります。

### (1) 「経営サポート会議」の活用

「中小企業支援ネットワーク」における「経営サポート会議」を活用し、経営改善や再生への取組について各金融機関の目線を揃え、経営改善計画を策定していく過程において複数の金融機関との調整を図るなど関係者が迅速に事業者の支援に向けた方向性について意見交換を行っております。

### (2) 「経営改善支援センター」の活用

外部専門家(認定支援機関)の支援を受けつつ、経営改善計画を策定する中小企業・小規模事業者に対して「経営改善支援センター」を活用し、計画策定するための費用の3分の2を支援する助成金を推進しております。

### (3) 「事業承継・引継ぎ支援センター」の活用

事業承継は企業を存続・発展させるための重要な経営課題と位置付け、企業が抱える事業承継にかかる千差万別な悩みに対し「事業承継・引継ぎ支援センター」を活用し、事業承継支援を行っております。

## IV. 令和3年度の経営支援に関する取組み状況

### 1. ライフステージに応じた経営支援に関する取組み状況

#### (1) 創業・新規事業開拓の支援

「これまでの経験や知識を活かし新規事業として独立開業する顧客」や「老朽化した物件購入により地域活性化に向けた遊休不動産の活用に取組もうとする顧客」、「賃貸住宅など需要の高まりを受けたことから、アパート経営に取組もうとする顧客」に対して、事業計画書の策定支援や助言、金融支援を積極的に実施してまいりました。

#### ■創業・新規事業開拓の支援実績

	件数	金額
3年度	32件	840百万円

※法人・個人事業主で過去2年間で取引がない先を対象としている

#### (2) 成長段階における支援

事業の拡大と作業の効率化、財務内容の改善を目的とした設備の充実や経費削減に対し、補助金・助成金活用の提案および設備資金、借換資金など金融支援の実施に加え、担保や保証人に過度に依存しない融資取組による金融の円滑化に努めてまいりました。

#### ■事業再構築補助金(国)支援実績

	件数	金額
3年度	6件	209百万円

#### ■事業再構築補助金(県)支援実績

	件数	金額
3年度	1件	5百万円

#### ■事業復活支援金支援実績

	件数	金額
3年度	6件	209百万円

#### (3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

【中小企業診断士等からの助言・提案の活用(第三者の知見の活用)による支援】

経営改善・事業再生等に取り組む事業者で、経営課題の解決

や自ら経営改善計画等の策定が困難とする先に対し、コンサルティング機能の発揮として当組合と顧問契約している中小企業診断士派遣による経営相談や中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業である「ミラサポplus」や「よろず支援拠点」の専門家派遣事業により外部専門家の知見を活用し支援を行ってまいりました。

#### ■ 専門家派遣の取組状況

	相談件数	派遣件数	派遣回数
3年度	16件	16件	21回

#### (4) 事業承継の支援

地域の少子高齢化を背景に中小企業・小規模事業者の高齢化も進み、後継者問題を抱えるなどの事業者が増加傾向にあります。事業承継に関する経営課題の解決に向けた取組みとして公的支援機関(よろず支援拠点、宮城県事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業再生支援協議会)の活用による専門的な指導や解決策の提案、助言など相談に応じてまいりました。

	相談件数	派遣件数	派遣回数
3年度	4件	3件	3回

### 2. 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況

#### (1) 融資相談窓口の設置

令和3年度は、令和2年3月に営業店舗へ設置した「新型コロナウイルス融資相談窓口」を引続き継続し直接的・間接的に影響を受けられた中小企業・小規模事業者の各種相談・要望を支援してまいりました。

#### (2) 経営安定に向けた継続的な資金繰り支援の実施

事業者との丁寧な対話により影響や業況を調査・確認し、資金繰りに重大な支障が生じることがないように「新型コロナウイルス対応資金」や「伴走型支援特別保証制度資金」など活用した新規融資や元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更など、実情に応じて柔軟に対応してまいりました。

今後は、コロナ禍の影響を受けた事業者の早期事業再生や経営安定に向けて、各種制度融資活用により円滑な資金繰り支援を図ると共に、継続的な伴走型での支援を実施するなど一層の経営支援の強化にも取組んでまいります。

#### ■ 3年度の支援状況

	実行件数	実行金額
新型コロナウイルス対応資金	11件	252百万円
伴走支援型特別保証制度資金	2件	44百万円
その他制度資金	19件	107百万円
条件変更	88件	1,693百万円

### 3. 商工中金と「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」締結

本契約により、事業再生や経営改善支援の分野で商工中金との連携を一層深め、協調して事業者の企業価値向上を積極的にサポートしてまいりました。今後も地域に根差す信用組合と全国ネットワークを有する商工中金のそれぞれの機能や特性を活かしながら、従来以上に連携を強化する事で相乗効果を発揮し、復興・創生、新型コロナ禍での地域経済の活性化や雇用の安定に取組んでまいります。

### 4. 地域活性化に関する取組み状況

経営課題を抱える事業者に対し、東北経済産業局の委託業務にかかる支援機関として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」(中小企業119専門家派遣)により専門的知識を有する専門家派遣や震災復興機関など外部機関の活用により経営改善・事業再生や経営革新などに向けた取組みに対して積極的に経営支援を行ってまいりました。また、東日本大震災後、賃貸住宅に対する資金需要の高まりを受けたことから「せんぽくアパートローン」を推進する他、成長分野である再生可能エネルギー(太陽光発電設備)への金融支援など積極的に取組んでまいりました。

このように外部専門家、外部機関の知見や機能を積極的に活用する他、地域の特性や特徴を踏まえた金融支援や事業者が抱える課題に対する解決策の提案など金融仲介機能発揮による継続した経営支援が地域全体の活性化に繋がっていくものと考えており、今後も地域経済への貢献に向け取組んでまいります。

## V. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適正な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

#### ■ 「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	45件	21件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.92%	6.71%
保証契約を解除した件数	2件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したもの)	0件	0件

## VI. 課題と今後の対応

### 【地域内景況感における中小企業者の経営基盤強化支援および相談業務の取組強化】

地域経済情勢としては、急速な少子高齢化による人口減少を背景として過疎化が進行する中、個人経営の商店数減少や企業の閉鎖・廃業などによる事業所数の減少から基幹産業の衰退・低迷、中心市街地の更なる空洞化が進行しており、経済活動も縮小傾向にあります。更にコロナ禍における経済への影響、円安にかかる原油、資材等の高騰も地域経済への影響が続くものと考えられます。

当組合としては、こうした地域内景況感を踏まえ、地域密着型金融として地域の中小企業者・小規模事業者および個人のお客様に対して、自治体や他金融機関、外部専門家、外部機関との連携を図りながら地域活性化に向けた取組みを実施するなど、金融仲介機能の発揮に努め、適切かつ積極的に経営支援に貢献しなければならないと考えており、尚一層、相談業務の強化に取組んでまいります。



# リスク管理態勢について

## 基本姿勢

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中、金融機関が直面するリスクも多様化、複雑化しています。よって、当組合では、これらのリスクを的確に捉え、経営体力に比して過大とならないよう適切に管理していくことが、「リスク管理態勢の充実」に繋がることと位置づけ、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

当組合は業務上、管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流

動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク)に区分し、それぞれのリスク管理主管部署が適切に管理するとともに、リスク管理統括部署が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安定した収益の確保に努めております。

区分	内容	管理方法	
信用リスク	信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴収が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。	当組合では貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、半期・年度での適時・適切な貸出資産の査定実施、担当部署による融資監査の実施等により信用リスクの管理を行っております。 また、組織面では、営業(営業推進)部門と融資(審査・管理)部門をそれぞれ独立させ、部門間における相互牽制を実施しております。 さらに、融資対象事案の事前貸出協議会の開催や、信用リスクの評価を反映した貸出先に対する「リレーションシップレコード」の作成による適時適切な業況把握等により、適正な貸出審査・中間管理体制の強化を行っております。 その上で、自己責任に基づく適正な資産査定を実施し、適切な償却・引当を行い、貸出資産の健全性確保及び不良債権の発生防止に努めております。	
市場リスク	市場リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。	当組合では変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況を把握するとともに変動するリスクの把握に努め、種類別や期間別に基準金利の設定等を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。 また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じてリスク管理委員会ならびに常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる体制を構築しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や風評等による予期せぬ資金の流失などにより、資金不足に陥るリスクのことで、	当組合では流動性管理として、日々の資金(定期性預金・流動性預金・現金・預け金・貸出金など)状況から市場流動性の状況を適切に把握していくとともに、即日資金化できる資産を確保しております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、	当組合では、事務処理にかかる内部事務規定等を整備し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客様に信頼していただけるよう努めております。 また、事務リスク管理については、内部事務規定等に基づき監査課が本支店に対し定期的に内部(臨店)監査・指導を実施する一方、本支店にも店内検査の定期的実施を義務づけるなど内部牽制の強化により、事故の発生防止に向け万全の体制を構築しております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことで、	コンピュータシステムは金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させていくこととして、当組合では、定期的にオンラインシステムの各種機器の点検を実施しております。また、当組合が加盟しているSKC(共同)センターは、システムの安全性や信頼性、遵守性を確保するためにシステムリスクに係る外部監査を導入し、システムの企画・開発管理、障害対策を含めた運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理などを推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期しております。
	法務リスク	法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生し、当組合の信用毀損や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことで、	当組合では、基本方針、経営理念、コンプライアンス・マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)態勢を整備し、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、当組合の損害の発生防止、極小化を図り、信用維持の確保に努めております。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関及び信用組合業界の動向に対する評判の悪化がお客様の信用不安を招き、当組合が影響を被るリスクのことで、	当組合では「地域になくしてはならない金融機関」とみなさまに感じていただけるよう、常日頃から役職員が、日常業務及び地域との関わりを通じ、お客様との強い信頼関係の構築に励んでおります。 さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当組合の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様の動向の変化にも注視するなど、モニタリングの実施にも力をいれております。そして当組合の評判に影響を及ぼすと思われる事項については情報を正確に把握、原因を究明し、迅速、的確に風評リスクを回避するための万全の方策を講じ、風評リスク管理体制を確立しております。

## コンプライアンス体制 (法令遵守)

信用組合の生命というべき信用とその公共的使命・社会的責任を常に念頭に置き、法令等の遵守と当組合の経営理念を実現するために自己の責任において「行動綱領」に基づいて地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とします。

当組合では、コンプライアンス(法令遵守)を経営の最重要課題に位置付け、コンプライアンス統括部署に監査課を事務局に据えコンプライアンス委員会を設立いたしております。コンプライアンス委員会の委員長を理事長とし、本部においては監査課長、営業店においては次席者をコンプライアンス担当責任者に任命して、コンプライアンス体制の整備を図っています。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言をいつでも受けられる体制を整備しております。

また、コンプライアンスへの取組みの基本方針に基づくコンプライ

アンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムを適宜に見直し、それに則って四半期ごとに本部・営業店でコンプライアンス研修会を実施し、常にコンプライアンス情報、指導等を行い、四半期毎に本部・営業店における法令遵守状況、自己申告チェックリスト等をチェックして監査課および理事長に報告しております。

今後におきましても、コンプライアンス担当責任者への教育、研修会等を強化するとともに役職員にコンプライアンスオフィサー認定資格を奨励し、取得してまいります。

さらにコンプライアンスに対する意識の向上と具体的な行動を徹底し、各種規定、事務取扱要領等の制定・見直しを行い、内部管理体制やチェック機能の整備に取組み法令違反の発生防止を図り、地域の皆さまに安心してお取引していただける金融機関を目指してまいります。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組み強化

当組合はマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を重要な課題と位置づけ、経営陣の主導的な関与と理解の下、組織全体として実行的な管理体制を構築してまいります。

### ◆当組合とお取引をいただいているお客さまへのお知らせ

「お客さまの情報」の定期的な確認についてご理解とご協力をお願いいたします。

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

当組合では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み<sup>(※)</sup>について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

<sup>(※)</sup> 既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれずに金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さまの安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、当組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

### 3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

### 5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

### (苦情処理措置)

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査課にお申し出ください。

【仙北信用組合監査課】 連絡先 0228-32-3014

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】<https://www.senpoku.shinkumi.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

【一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所】

電話：03-3286-2648

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話：0570-022808

### (紛争解決措置)

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】 電話：022-223-1005

【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031

【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588

【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249

上記の機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合監査課又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から左記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の3弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用頂けます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

# 仙北信用組合の概要

名 称	仙北信用組合
略 称	コミュニティバンクせんぼく
理 事 長	秋 山 保 茂
所 在 地	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
設 立	昭和30年8月3日
性 格	地域信用組合
総 資 産	41,715百万円
自己資本	1,511百万円
営業地区	栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町
営業時間	午前9時から午後3時

## 現金自動預払機稼働時間 (ATM)

・ 営業店舗内ATM	通 年	午前7:00～午後10:00 正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。
・ 栗原市立栗原中央病院出張所	平 日	午前8:30～午後 8:00
	土・日・祝日・年末日	午前9:00～午後 5:00 正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。
・ デイリーポート新鮮館佐沼店出張所	通 年	午前7:00～午後 9:00 正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。
・ 迫支店米山出張所	通 年	午前7:00～午後10:00 正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。

## 役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)

令和4年6月28日現在

理 事	理 事 長	秋 山 保 茂	理 事	石 沢 賢 士	
	常務理事	岩 渕 進		理 事	芳 賀 恭
	常勤理事	佐 藤 真 哉		理 事	及 川 勝 一 郎
	常勤理事	千 葉 正 孝		理 事	日 下 俊
監 事	監 事	小 野 寺 健 太 郎			
	監 事	青 山 孝			

※当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称	該当ありません
--------------	---------



## 経理・経営内容

### ●法定監査の状況

当信用組合は、協同組合における金融事業に関する法律第5条の8に規定する法定監査は義務づけられておりませんので、監事による監査を実施しております。

### ●代表理事による確認

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失処理計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月29日

仙北信用組合

理事長 秋山 保茂

### ●貸借対照表(資産)

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
現金	831,576	668,398
預け金	14,180,307	11,597,056
有価証券	16,858	14,846
国債	—	—
地方債	—	—
株式	12,300	12,300
その他の証券	4,558	2,546
貸出金	29,986,325	29,306,172
割引手形	18,014	24,968
手形貸付	1,379,186	1,185,387
証書貸付	27,086,410	26,724,673
当座貸越	1,502,714	1,371,143
その他資産	127,882	110,549
未決済為替貸	3,540	4,977
全信組連出資金	60,000	60,000
未収収益	24,903	22,088
その他の資産	39,439	23,483
有形固定資産	543,892	526,214
建物	317,708	304,019
土地	176,836	176,836
リース資産	2,984	1,430
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	46,362	43,928
無形固定資産	2,098	6,638
その他の無形固定資産	2,098	6,638
債務保証見返	165	123
貸倒引当金	△ 498,814	△ 514,098
(うち個別貸倒引当金)	△ 486,693	△ 501,331
資産の部合計	45,190,293	41,715,900

### ●貸借対照表(負債および純資産)

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
預金積金	38,943,821	37,238,812
当座預金	77,303	78,526
普通預金	17,751,147	17,262,391
貯蓄預金	98,176	106,410
定期預金	19,929,028	18,733,841
定期積金	1,002,329	967,125
その他の預金	85,837	90,516
借入金	4,700,000	2,900,000
当座借越	4,700,000	2,900,000
その他負債	62,528	46,073
未決済為替借	7,005	7,576
未払費用	16,835	13,022
給付補填備金	207	148
未払法人税等	1,414	1,414
前受収益	16,863	15,050
払戻未済金	15,192	5,395
リース債務	2,984	1,430
その他の負債	2,025	2,035
退職給付引当金	31,162	25,212
偶発損失引当金	1,762	1,947
睡眠預金払戻損失引当金	302	307
繰延税金負債	—	—
債務保証	165	123
負債の部合計	43,739,743	40,212,476
(純資産の部)		
出資金	1,120,240	1,119,760
普通出資金	410,240	409,760
優先出資金	710,000	710,000
利益剰余金	330,310	383,663
利益準備金	136,000	136,000
その他利益剰余金	194,310	247,663
特別積立金	350,000	350,000
当期末処分剰余金	△ 155,689	△ 102,336
組合員勘定合計	1,450,550	1,503,423
その他有価証券評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	—	—
純資産の部合計	1,450,550	1,503,423
負債および純資産の部合計	45,190,293	41,715,900

## ● 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	646,714	630,678
資金運用収益	584,051	575,317
貸出金利息	563,112	553,202
預け金利息	17,627	13,915
有価証券利息配当金	360	360
その他の受入利息	2,950	7,839
役員取引等収益	55,213	52,169
受入為替手数料	27,532	23,903
その他の役員収益	27,680	28,266
その他業務収益	3,729	2,316
国債等債権売却益	—	—
国債等債権償還益	—	—
その他の業務収益	3,729	2,316
その他経常収益	3,720	874
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	50	—
その他の経常収益	3,670	874
経常費用	618,979	571,902
資金調達費用	20,233	14,421
預金利息	20,100	14,327
給付補填備金繰入金	133	93
借入金利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役員取引等費用	85,895	78,377
支払為替手数料	10,621	8,657
その他の役員費用	75,274	69,720
その他業務費用	94	200
国債等債券売却損	—	—
その他の業務費用	94	200
経 費	455,472	453,535
人件費	247,690	235,138
物件費	201,121	211,315
税金	6,660	7,082
その他経常費用	57,283	25,566
貸倒引当金繰入額	36,370	21,732
株式等売却損	—	—
その他資産償却	16,689	—
その他の経常費用	4,224	3,833
経常利益(又は経常損失)	27,735	58,776
特別利益	7	30
固定資産処分益	7	30
その他の特別利益	—	—
特別損失	5,825	3,475
固定資産処分損	1,625	—
その他の特別損失	4,200	3,475
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	21,917	55,331
法人税、住民税及び事業税	1,977	1,977
法人税等合計	1,977	1,977
当期純利益(又は当期純損失)	19,939	53,353
繰越金(当期首残高)	△ 175,629	△ 155,689
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 155,689	△ 102,336

## ● 損失処理計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処理損失金	155,689	102,336
積立金取崩額	—	—
繰越損失金(当期末残高)	155,689	102,336

## (注 記) 貸借対照表

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、但し、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 15年~39年 その他 4年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、ソフトウェア、のれんの償却については該当がございません。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。尚、リース契約上に残価保証の取決めはありません。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。  
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。  
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)  
年金資産の額 238,577百万円  
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 229,590百万円  
差引額 8,987百万円  
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
(令和2年4月1日~令和3年3月31日) 0.225%
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額としておりますが、計上はしていません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 金融商品取引責任準備金は受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法48条の3第1項及び金融商品取引業に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額としておりますが該当がございません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 308百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 100百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 100百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 100百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 100百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 616百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 100百万円
- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,105百万円  
危険債権額 830百万円  
三月以上延滞債権額 100百万円  
貸出条件緩和債権額 246百万円  
合計額 2,182百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、24百万円であります。但し、電債を含みます。

23. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	一百万円
	有価証券	一百万円
担保資産に対応する債務	借入金	2,900百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金400百万円を担保として提供しております。また、全国信用協同組合連合会への保証基金定期預金として、払戻しに制限のある預け金122百万円を預け入れております。

24. 出資1口当たりの純資産額は201円84銭です。

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われております。さらに、与信管理の状況については、融資課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理方針や規程等にリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会(リスク管理委員会を含む)において実施状況を把握・確認、今後の対応策等の協議・検討を行っております。こうした対応状況は、理事会に報告しています。

日常的には、業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月常務会に報告しております。また、理事会には四半期ペースで報告をしております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の市場運用商品保有については、有価証券等の保有目的区分規程に基づき、常務会の監督の下、有価証券運用基準等に準拠して行われております。

このうち、総務課では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務課を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaR(定義：今後、将来の特定の期間内にある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値が最大どの程度までの損失に取まると、過去のある一定期間のデータをもとに理論的に算出された額。)により月次で計測しております。

当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」におけるVaRは、モンテカルロ法により、「有価証券」のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しております。

当事業年度末現在の当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量(予想最大損失額)は全体で30百万円であります。

尚、当組合では、これらVaRの算出結果に対するバックテストを毎月実施しており、使用するモデルの精度についても確認を行っております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下でのリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	11,597	11,607	10
(2) 有価証券	—	—	—
(3) 貸出金	29,306	30,698	1,392
貸倒引当金	▲514	▲514	—
	28,792	30,184	1,392
金融資産計	40,389	41,791	1,402
(1) 預金積金	37,238	37,250	12
(2) 借入金	2,900	2,900	—
金融負債計	40,138	40,150	12

注1. 預け金、貸出金、及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

注2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

注3. 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

時価を把握することが極めて困難なため表記しておりません。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

注4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	12
組合出資金	60
投資事業組合出資金	2
合 計	74

注5. 非上場株式、組合出資金及び投資事業組合出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるもので、時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価、評価差額等に該当するものは保有していません。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券の債券はありません。

30. 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当ありません。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,619百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,619百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産の発生の主たる原因は、貸倒引当金損算入限度額超過額の否認及び繰越欠損金等ですが、その全額が評価性引当額の対象となっております。なお、繰延税金負債の発生原因はありませんでした。

(注 記) 損益計算書

1. 協同組合による金融事業に関する法律第4条第1項に規定する子会社との取引はありません。

2. 特別損失は、印紙税にかかる過怠税3百万円であります。

3. 出資1口当たりの当期純利益は、129円09銭

4. 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項はありません。



## ● 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	687,975	641,400	683,041	646,714	630,678
経常利益	△ 79,101	△ 260,337	△ 5,626	27,735	58,776
当期純利益	△ 99,801	△ 265,884	△ 9,555	19,939	53,353
預金積金残高	35,086,784	35,800,062	35,146,242	38,943,821	37,238,812
貸出金残高	25,507,609	26,028,490	27,922,143	29,986,325	29,306,172
有価証券残高	2,927,523	794,583	17,748	16,858	14,846
総資産額	43,441,072	45,152,107	43,496,326	45,190,293	41,715,900
純資産額	1,619,940	1,410,798	1,432,522	1,450,550	1,503,423
自己資本比率(単体)	7.68%	6.14%	6.23%	6.53%	7.05%
普通出資総額	437,854	428,031	412,152	410,240	409,760
普通出資総口数	437,854口	428,031口	412,152口	410,240口	409,760口
普通出資に対する配当金	2,187	—	—	—	—
職員数	65人	63人	48人	42人	40人

(注) 残高計数は期末日現在のものです。

## ● 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	584,051	575,317
資金調達費用	20,233	14,421
資金運用収支	563,817	560,895
役務取引等収益	55,213	52,169
役務取引等費用	85,895	78,377
役務取引等収支	△ 30,682	△ 26,208
その他業務収益	3,729	2,316
その他業務費用	94	0
その他の業務収支	3,634	2,316
業務粗利益	536,770	537,003
業務粗利益率	1.14%	1.21%
業務純益	83,849	82,821
実質業務純益	81,297	83,468
コア業務純益	81,297	83,468
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	81,297	83,468

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
 2. 業務純益=業務収益-業務費用  
 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

## ● その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売却益	—	—
国債等債権売却益	—	—
国債等債権償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,729	2,316
その他業務収益合計	3,729	2,316

## ● 1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
預金残高	7,788,764	7,447,762
貸出金残高	5,997,265	5,861,234

## ● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.05	0.14
総資産当期純利益率	0.04	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## ● 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り (a)	1.24	1.30
資金調達原価率 (b)	1.02	1.08
総資金利鞘 (a-b)	0.22	0.22

## ● 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	55,213	52,169
受入為替手数料	27,532	23,903
その他の受入手数料	27,680	28,266
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	85,895	78,377
支払為替手数料	10,621	8,657
その他の支払手数料	—	—
その他の役務取引等費用	75,274	69,720

## ● 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	△ 4,720	△ 8,734
支払利息の増減	△ 325	△ 5,811

## ● 職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
預金残高	927,233	930,970
貸出金残高	713,960	732,654

## ● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

科 目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	46,774	584,051	1.24	44,037	575,317	1.30
うち貸出金	28,644	562,462	1.96	29,444	553,202	1.87
うち預け金	17,852	17,627	0.09	14,516	13,915	0.09
うち金融機関貸付等	200	650	0.32	—	—	—
うち有価証券	17	360	2.05	16	360	2.15
資金調達勘定	46,249	20,233	0.04	43,238	14,421	0.03
うち預金積立	39,352	20,233	0.05	39,954	14,421	0.03
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	6,897	—	—	3,284	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度0百万円 令和3年度1百万円)を控除して表示しております。

## ● 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人件費	247,690	235,138
報酬給料手当	198,510	194,532
退職給付費用	6,730	12,513
その他	42,449	28,091
物件費	201,121	211,315
事務費	87,810	100,350
固定資産費	47,544	46,785
事業費	10,117	7,570
人事厚生費	3,040	3,442
減価償却費	40,877	41,321
その他	11,731	11,845
税金	6,660	7,082
経費合計	455,472	453,535

## ● 預貸率および預証率

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度
預貸率	期 末	76.99
	期中平均	73.29
預証率	期 末	0.04
	期中平均	0.04

(注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

(注) 2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 時価評価されていない有価証券の  
主要内容及び貸借対照表計上額

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
その他有価証券	12,300	12,300
非上場株式	12,300	12,300

## ● 有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的に区分した有価証券はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
株 式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	12,300	12,300	0	12,300	12,300
	計	12,300	12,300	0	12,300	0
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	4,558	4,558	0	2,546	2,546
	計	4,558	4,558	0	2,546	0
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	0	0	0
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	16,858	16,858	0	14,846	14,846
	計	16,858	16,858	0	14,846	0

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

## ● 先物取引の時価情報

該当事項なし

## ● オフバランスの取引の状況

該当事項なし

## ● 外貨建資産残高

該当事項なし

## ● 公共債引受額

該当事項なし

## ● オプション取引の時価等情報

該当事項なし

## ● 金銭の信託

該当事項なし

## ● デリバティブ取引

該当事項なし

## ● 当組合の子会社

該当事項なし

## 資金調達

### ● 預金種目別平均残高

(単位：千円・%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	18,360,380	46.66	19,460,486	48.70
定期性預金	20,992,193	53.34	20,493,578	59.30
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	39,352,574	100.00	39,954,064	100.00

### ● 定期預金種類別残高

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	19,878,236	99.75	18,685,988	99.75
変動金利定期預金	2,642	0.01	2,134	0.01
その他の定期預金	48,149	0.24	45,719	0.24
合 計	19,929,028	100.00	18,733,841	100.00

### ● 預金者別預金残高

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	28,401,272	72.93	28,341,980	76.11
法人	10,542,549	27.07	8,896,892	23.89
一般法人	7,411,232	19.03	6,472,782	17.38
金融機関	6	0.00	6	0.00
公 金	3,131,311	8.04	2,424,044	6.51
合 計	38,943,821	100.00	37,238,812	100.00

### ● 財形貯蓄残高

該当事項なし

## 資金運用

### ● 貸出金種類別平均残高

(単位：千円・%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	36,530	0.13	25,160	0.09
手形貸付	1,394,721	4.83	1,161,098	3.94
証書貸付	25,831,475	89.55	26,909,661	91.39
当座貸越	1,582,477	5.49	1,348,948	4.58
合 計	28,845,205	100.00	29,444,868	100.00

### ● 貸出金金利区別残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
固定金利貸出	15,294,755	14,302,271
変動金利貸出	14,691,570	15,003,901
合 計	29,986,325	29,306,172

### ● 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円・%)

業 種 区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	941,373	3.14	849,125	2.90
農業・林業	178,179	0.60	176,003	0.60
漁 業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	3,080,438	10.27	2,862,942	9.77
電気・ガス・熱供給・水道業	1,384,071	4.62	1,216,676	4.15
情報通信業	95,428	0.32	114,902	0.39
運輸業・郵便業	1,176,428	3.92	1,100,639	3.76
卸売業・小売業	4,357,564	14.53	4,111,897	14.03
金融業・保険業	8,000	0.03	7,482	0.03
不動産業	4,576,582	15.26	4,669,330	15.93
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	444,058	1.48	428,669	1.46
飲食業	1,149,342	3.83	1,170,882	3.99
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—
教育・学習支援業	306,217	1.02	291,900	1.00
医療・福祉	843,859	2.81	850,176	2.90
その他のサービス	1,366,372	4.56	1,143,569	3.90
その他の産業	8,389	0.03	1,865	0.01
小 計	19,916,305	66.42	18,996,062	64.82
国・地方公共団体等	3,704,581	12.35	3,626,972	12.37
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,365,439	21.23	6,683,137	22.81
合 計	29,986,325	100.00	29,306,172	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております

### ● 貸出金使途別残高

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度
運転資金	16,994,506	15,952,161
設備資金	12,991,819	13,354,011
合 計	29,986,325	29,306,172

### ● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	2,274,241	2,143,477
住宅ローン	1,791,917	1,883,910
合 計	4,066,159	4,027,387

### ● 貸出金担保別残高

(単位：千円・%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	163,537	0.54	184,889	0.63
有価証券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不動産	8,431,365	28.12	9,034,205	30.83
その他	—	—	—	—
小 計	8,594,903	28.66	9,219,095	31.46
信用保証協会・信用保険	6,816,242	22.73	6,268,011	21.39
保 証	11,033,104	36.80	10,458,895	35.69
信 用	3,542,074	11.81	3,360,170	11.46
合 計	29,986,325	100.00	29,306,172	100.00

### ● 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	—	—

### ● 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	12,120	△2,551	12,767	647
個別貸倒引当金	486,693	36,202	501,331	14,638
合 計	498,814	33,650	514,098	15,284

(注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。



## ● 債務保証見返額担保別残高 (単位：千円・%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不動産	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	165	100.00	123	100.00
保 証	—	—	—	—
信 用	—	—	—	—
合 計	165	100.00	123	100.00

## ● 有価証券種類別平均残高 (単位：千円・%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—
株 式	12,300	70.25	12,300	73.64
投資信託	—	—	—	—
外国有価証券	—	—	—	—
その他の証券	5,210	29.75	4,403	26.36
合 計	17,510	100.00	16,703	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

## ● 有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
地方債	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
短期社債	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
社 債	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
株 式	令和2年度末	12,300	—	—	—	—
	令和3年度末	12,300	—	—	—	—
外国証券	令和2年度末	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—
その他の証券	令和2年度末	4,558	—	—	—	—
	令和3年度末	2,546	—	—	—	—
合 計	令和2年度末	16,858	—	—	—	—
	令和3年度末	14,846	—	—	—	—

## その他の業務

## ● 内国為替取扱実績 (単位：件・百万円)

区 分		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額
振込 送金	他の金融機関向け	35,718	17,398	35,061	16,550
	他の金融機関から	47,333	24,308	45,884	23,561
代金 取立	他の金融機関向け	182	358	112	354
	他の金融機関から	307	150	278	150

## ● 外国為替取扱高

該当事項なし

## ● 国債および投資信託販売実績

該当事項なし

## ● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和3年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	829	616
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合 計	829	616

## ● 公共債窓販売実績

該当事項なし

# 金融再生法に基づく開示債権について

## 金融再生法開示債権等の保全・引当状況

(単位：千円・%)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	1,141,030	710,360	430,670	1,141,030	100.00
	令和3年度	1,105,257	652,303	452,954	1,105,257	100.00
危険債権	令和2年度	639,039	320,361	56,023	376,385	58.90
	令和3年度	830,267	440,754	48,377	489,132	58.91
要管理債権	令和2年度	379,333	379,333	—	379,333	100.00
	令和3年度	247,438	247,438	—	247,438	100.00
うち、三月以上延滞債権	令和2年度	548	548	—	548	100.00
	令和3年度	1,133	1,133	—	1,133	100.00
うち、貸出条件緩和債権	令和2年度	378,784	378,784	—	378,784	100.00
	令和3年度	246,304	246,304	—	246,304	100.00
不良債権計	令和2年度	2,159,403	1,410,055	486,693	1,896,749	87.84
	令和3年度	2,182,963	1,340,497	501,331	1,841,828	84.37
正常債権	令和2年度	27,843,542				
	令和3年度	27,140,490				
合計	令和2年度	30,002,946				
	令和3年度	29,323,454				

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準じる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営業績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅滞している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1から3までに掲げるものを除く。)です。

5. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営業績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 金額は決算後(償却後)の計数です。
9. 令和3年度の不良債権比率は7.44%となりました。

## 自己資本の充実の状況等

### 自己資本管理

当組合では、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。リスク資本管理におきましては、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本(リスク資本)の範囲内に計量したリスク量(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。また、自己資本比率の管理におきましては、平成26年3月期よりパーゼルⅢに基づく自己資本比率およびコア資本等が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

### 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等のほか、非累積的永久優先出資により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資 ①発行主体：仙北信用組合

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：409百万円

非累積的永久優先出資

1	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：720百万円 貸借対照表上の優先出資：360百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：360百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：360百万円	2	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：700百万円 貸借対照表上の優先出資：350百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：350百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：350百万円
---	--	---	--

### 自己資本の充実度に関する評価

当組合は、内部留保による資本の積み上げを行うよう自己資本の充実に取り組む、コア資本に係る基礎項目には、出資金や内部留保に繋がる利益剰余金383百万円を計上し、この結果、自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る7.05%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。尚、今後も事業計画に基づいた業務推進を通じて利益を確保し、資本の積み上げを行ってまいります。

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本にかかる基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	1,450,550	1,503,423
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,120,240	1,119,760
うち、利益剰余金の額	330,310	383,663
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	12,120	12,767
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	12,120	12,767
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,462,670	1,516,191
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,629	5,155
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,629	5,155
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,629	5,155
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,461,041	1,511,035
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	21,346,461	20,425,007
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	994,441	1,005,024
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	22,340,902	21,430,031
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	6.53%	7.05%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	21,346,461	853,858	20,425,007	817,000
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	21,341,903	853,676	20,422,461	816,898
(I) ソブリン向け	619,520	24,780	250,477	10,019
(II) 金融機関向け	2,837,895	113,515	2,320,624	92,824
(III) 法人等向け	7,393,976	295,759	7,293,196	291,727
(IV) 中小企業等・個人向け	3,440,690	137,627	3,287,985	131,519
(V) 抵当権付住宅ローン	291,348	11,653	281,167	11,246
(VI) 不動産取得等事業向け	1,508,265	60,330	1,379,267	55,170
(VII) 三月以上延滞等	1,016,114	40,644	1,070,858	42,834
(VIII) 出資等	60,003	2,400	60,003	2,400
出資等のエクスポージャー	60,003	2,400	60,003	2,400
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(IX) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(X) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	60,000	2,400	60,000	2,400
(XI) その他	4,114,092	164,563	4,418,884	176,755
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,558	182	2,546	101
ルック・スルー方式	4,558	182	2,546	101
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	994,441	39,777	1,005,024	40,200
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	22,340,902	893,636	21,430,031	857,201

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。  
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエ

- クスポートのことです。  
 5. その他とは、(I)~(X)に区分されないエクスポージャーのことで、預け金、出資金、株式、固定資産などがあります。  
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>  

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
  
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

- リスク管理の方針及び手続の概要  
 11ページのリスク管理態勢をご参照ください。なお評価計測については標準的手法を採用しております。
- 貸倒引当金の計算基準  
 貸倒引当金は、「自己査定基準規程」、「償却・引当基準規程」、「自己査定基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果につい

- ては監事による監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称  
 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャー種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。  
 ◇ムーディーズ(Moody's) ◇日本格付研究所(JCR)  
 ◇格付付投資情報センター(R&I)

## 1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：千円)

業種区分 業種区分期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	1,280,002	1,233,509	1,280,002	1,233,509	—	—	—	—	40,548	29,443
農業・林業	261,090	266,766	261,090	266,766	—	—	—	—	78,706	78,622
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	4,123,080	4,117,242	4,123,080	4,117,242	—	—	—	—	123,120	123,187
金融業・保険業	14,269,517	11,683,579	8,000	7,482	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	4,879,231	4,615,194	4,879,231	4,615,194	—	—	—	—	184,786	182,581
飲食業	1,212,674	1,252,795	1,212,674	1,252,795	—	—	—	—	6,168	3,636
不動産業	4,653,735	4,837,028	4,653,735	4,837,028	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	1,186,197	1,109,638	1,186,197	1,109,638	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1,406,459	1,242,945	1,406,459	1,242,945	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	1,598,129	1,371,952	1,598,129	1,371,952	—	—	—	—	20,303	23,417
個人	5,683,097	6,031,388	5,683,097	6,031,388	—	—	—	—	371,742	439,435
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	444,059	428,669	444,059	428,669	—	—	—	—	406,850	397,603
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
情報通信業	134,324	136,582	95,791	115,264	—	—	—	—	22,898	22,768
教育・学習支援業	316,235	311,901	316,235	311,901	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	853,888	860,202	853,888	860,202	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	3,704,789	3,627,204	3,704,789	3,627,204	—	—	—	—	—	—
その他	1,394,500	1,210,995	8,389	1,865	—	—	—	—	—	—
業種別合計	47,401,007	44,337,589	31,714,845	31,431,045	—	—	—	—	1,255,124	1,300,695
1年以下	31,041,626	29,121,202	18,573,712	19,633,111	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	4,201,455	3,937,816	4,196,897	3,935,270	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	3,237,918	3,345,437	3,237,918	3,345,437	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	2,311,943	1,703,346	2,311,943	1,703,346	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	1,692,662	1,216,146	1,692,662	1,216,146	—	—	—	—	—	—
10年超	223,273	169,948	223,273	169,948	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,692,130	4,843,694	1,478,440	1,427,787	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	47,401,007	44,337,589	31,714,845	31,431,045	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 上記の業種別の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的に

は、現金、有形・無形固定資産等が含まれております。

4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、総合口座貸越等が含まれております。  
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 2. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：千円)

業 種 区 分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		令和2年度	令和3年度
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
製造業	—	2,062	2,062	△ 580	2,062	1,482	—	—
農業・林業	58,410	59,453	1,043	1,119	59,453	60,572	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	104,428	106,036	1,608	△ 610	106,036	105,426	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	86,043	108,617	22,574	△ 9,290	108,617	99,327	—	—
飲食業	4,146	2,117	△ 2,029	△ 732	2,117	1,385	—	—
不動産業	—	98	98	5,535	98	5,633	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	5,480	7,377	1,897	1,365	7,377	8,742	—	—
個人	78,138	86,812	8,674	1,056	86,812	87,868	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	98,599	98,599	0	16,028	98,599	114,627	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	15,242	15,517	275	126	15,517	15,643	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	620	—	620	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	450,491	486,693	36,202	14,638	486,693	501,331	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 3. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	3,749,378	—	6,861,086
10%	—	6,355,240	—	2,643,506
20%	—	—	—	—
35%	—	799,174	—	774,859
50%	1,723,415	161,298	1,652,462	135,516
75%	—	3,602,797	—	3,466,514
100%	—	12,551,791	—	12,687,356
150%	—	573,155	—	600,819
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	1,723,415	27,792,836	1,652,462	27,169,660

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

#### 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規程及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規程・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー							
① ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け		14,336	15,589	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け		148,564	167,625	43,469	38,881	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン		—	—	116,377	99,661	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等		551	—	186	186	—	—
⑧ 上記以外		132	3,618	—	—	—	—

(注)1. 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(注)2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、

第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(注)3. 「上記以外」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

#### ● 派生商品取引及び長期決済期間取引

該当する取引はありません

#### ● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

#### オペレーショナル・リスクに関する事項

##### ・リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部管理プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が起因となり当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリ

スクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会や課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会や理事会等において、報告する態勢を整備しております。

##### ・オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

#### 出資等エクスポージャーに関する事項

##### ・出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、出資金、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、非上場株式にかかるリスクの認識については、保有時価一覧表を定期的に作成し、時価評価によるリスク計測によって把握しております。また、当組合が保有している出

資金、その他の出資金に関しては、売却等を行う目的のものではなく時価等はありません。

これらのリスク状況は、一覧表を基に定期的な評価を実施しており、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。



## ● 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：千円)

区 分		貸借対照表計上額	うち、売買目的有価証券に該当するもの		うち、その他の有価証券で時価のあるもの			
			貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
							うち益	うち損
上場株式	令和2年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	令和2年度	12,300	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	12,300	—	—	—	—	—	—
合 計	令和2年度	12,300	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	12,300	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 2. 非上場株式の主なものとは信組情報サービス(株)などであり、売却等を行う目的のものではなく時価もありませんので貸借対照表計上額のみ開示しております。

## ● 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する取引はありません

## ● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する取引はありません

## ■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	4,558	2,546
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(単位：千円)

## ■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番	銀行勘定の金利リスク(通称：IRRBB)	△EVE(経済価値の変動)		△NII(期間収益の変動)	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	320	241	35	31
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	160	114		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	320	241	35	31
8	自己資本の額	1,461			1,511

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。  
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から△EVE※を開示しております。また、令和2年3月末から△NII※を開示しております。  
 ※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。  
 ※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。  
 3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIに関する事項は以下のとおりです。  
 (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。  
 (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。  
 (4) 固定金利貸出に期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。  
 (5) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。  
 (6) 内部モデルは使用していません。  
 (7) 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和4年3月末の△EVEは241百万円(前期末比△79百万円)、△NIIは31百万円(前期末比△4百万円)となりましたが、適切な範囲であると判断しております。  
 (8) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指導等を鑑みて、健全性については問題ありません。  
 4. △EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセンタイル値を用いて算出しています。

## 報酬体系

## ● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

## ● 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、平成23年2月に開催した理事会

(第489回)にて廃止を決定しております。

## ● 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	42,041	52,000
監 事	1,680	3,000
合 計	43,721	55,000

(注1) 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注2) 支払人数は理事9名、監事2名です。

(注3) 対象役員に使用人兼務理事はおりません。

## ● その他

「協同組合における金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

## ● 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者

をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

## 地域の皆さまとのふれあい

● **地域貢献** 毎年9月に「しんくみの日」週間を設け、令和3年度は以下の取組みを実施しました。

### 寄附金贈呈（栗原市長へ）



宮城県信用組合協会並びに当組合より「しんくみピーターバンクカード」の利用額の一部と、当組合からの寄附金を「栗原市立はげまし学園」に贈呈しました。

### 「せんぽく杯パークゴルフコンペ」開催



当組合の協賛により「せんぽく杯パークゴルフコンペ」を開催し、大勢の選手が参加して賑わいました。

### 「せんぽく杯&高森パークゴルフクラブ交流大会」開催



当組合の協賛により「せんぽく杯&高森パークゴルフクラブ交流大会」を開催し、大勢の選手が参加して賑わいました。

### 献 血



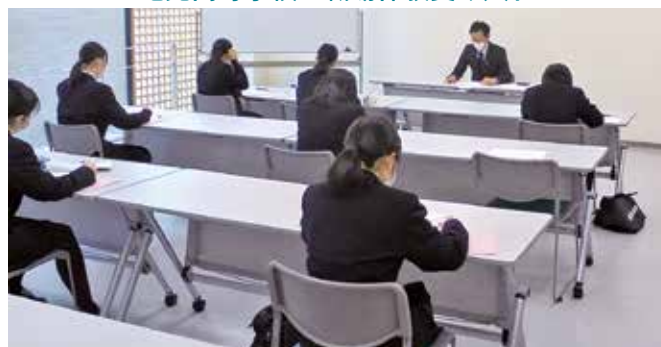
献血運動を実施し、お客様、職員合わせて41名の方にご協力いただきました。

### ベガルタ仙台サッカースクール栗原校への協賛



ベガルタ仙台主催による栗原市で開催されるサッカー教室へ協賛しております。サッカーを通じ地域の子供たちの健全な育成に貢献してまいります。

### 地元高等学校の職場体験受け入れ



高等学校1校より11名を受け入れ、営業店にて職場体験学習を行いました。

## topics

商工中金と宮城県内すべての信用組合の「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結しました。

宮城県内の2信用組合とともに、商工中金と中小企業へのソリューション提供を強化するため「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結しました。

本契約により、事業再生や経営改善支援の分野で商工中金との連携をより一層深めることで相乗効果を発揮し、復興・創生、新型コロナウイルス禍での地域経済の活性化や雇用の安定に取り組んでまいります。





## 沿革

昭和30年 8月 3日/法人設立	平成 8年 4月 22日/築館支店新築移転(栗原郡築館町葉師四丁目6番35号)
昭和30年 8月 6日/事業認可 栗原郡一円及び登米郡石越村を事業地域とする	平成11年 5月 6日/ポスト第三次オンライン稼働
昭和30年 8月 8日/本店開設(栗原郡若柳町字川南南町43番地)	平成12年 4月 1日/郵政省とのオンライン提携稼働
昭和31年10月 8日/築館出張所開設(栗原郡築館町字屋敷54番地の1)	平成13年 7月 1日/デビットカード取扱開始
昭和32年 5月 5日/事業地域を登米郡迫町、南方村へ拡張	平成13年11月 1日/損害保険代理店業務開始(取扱店全店)
昭和32年11月 8日/迫支店開設(登米郡迫町佐沼字下田中54番地の1)	平成14年 7月 1日/栗原中央病院出張所A T Mオープン
昭和34年 5月 1日/地区を栗原郡一円及び登米郡一円に変更 /築館出張所を築館支店に変更	平成15年 3月 11日/マックスバリュ築館店出張所A T Mオープン
昭和34年 8月 17日/迫支店移転(登米郡迫町佐沼字下田中51番地の1)	平成15年12月 1日/中田支店開設(登米郡中田町石森字加賀野一丁目8番地の11)
昭和40年 4月 1日/事業地域を気仙沼市及び本吉郡の一部(本吉町、唐桑町)へ拡張	平成16年 5月 31日/アイワイバンク(現セブン銀行)とのオンライン提携稼働
昭和40年 4月 15日/気仙沼支店開設(気仙沼市南町二丁目2番25号)	平成16年 7月 26日/米山支店A T M増設
昭和43年 2月 20日/迫支店移転(登米郡迫町佐沼字錦2番地の2)	平成16年11月 3日/デイリーポータル新鮮館佐沼店出張所A T Mオープン
昭和44年12月 1日/築館支店移転(栗原郡築館町字屋敷57番地)	平成17年 5月 6日/他行カード振込業務開始
昭和45年 6月 1日/本店移転(栗原郡若柳町字川南南町21番地)	平成17年 7月 11日/栗原市栗駒総合支所出張所A T Mオープン
昭和45年10月 3日/栗駒支店開設(栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町66番地の2)	平成18年 1月 4日/統合A T M(C D ネット提携)の相互入金業務開始
昭和50年11月 17日/栗駒支店新築移転(栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町67番地)	平成18年 9月 5日/地区を栗原市、登米市、気仙沼市及び本吉郡本吉町に変更
昭和52年 9月 12日/本店移転(栗原郡若柳町字川北中町11番地)	平成19年 5月 8日/第5次オンライン稼働
昭和52年11月 24日/南町出張所開設(栗原郡若柳町字川南南町21番地)	平成20年 8月 21日/マックスバリュ築館店出張所A T M廃止
昭和53年 9月 18日/迫支店移転(登米郡迫町佐沼字西佐沼110番地)	平成23年 3月 11日/気仙沼支店廃止中田支店に統合
昭和54年 8月 20日/築館支店移転(栗原郡築館町伊豆野原18番地の2)	平成24年 4月 24日/迫支店A T M増設
昭和56年 4月 13日/気仙沼支店移転(気仙沼市南町一丁目2番1号)	平成24年 7月 31日/事業地域を栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町に変更
昭和59年 2月 6日/迫支店新築移転(登米郡迫町佐沼字小金丁1番地の4)	平成24年11月 5日/経営革新等支援機関として認定
昭和59年 8月 13日/栗駒支店新築移転(栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町48番地1)	平成25年 2月 18日/電子債権記録業に係る業務開始
昭和61年 7月 31日/南町出張所廃止本店に統合	平成27年 5月 7日/第6次オンライン稼働
昭和61年10月 17日/本店新築(栗原郡若柳町字川北中町11番地)	平成28年 1月 1日/A T M稼働時間を拡大
昭和61年12月 15日/オンライン預金業務開始(本店、迫支店)	平成28年 1月 15日/栗原市栗駒総合支所出張所A T M廃止
昭和62年11月 16日/オンライン預金業務開始(築館支店、気仙沼支店、栗駒支店)	平成28年 4月 14日/中田支店A T M増設
昭和63年 9月 26日/オンライン融資業務開始(全店)	平成29年10月 2日/迫支店店舗新築オープン(登米市迫町佐沼字小金丁1番地の1)
平成 2年 6月 20日/米山支店開設(登米郡米山町西野字片平小路25番地)	平成30年10月 9日/内国為替24時間365日対応開始
平成 3年 5月 7日/第三次オンライン稼働	令和 元年11月 15日/米山支店廃止迫支店に統合、迫支店米山出張所(店外ATM)オープン
	令和 2年 7月 13日/栗駒支店店舗移転オープン(栗原市栗駒町岩ヶ崎下小路46番地)

## 索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。尚、★印の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(協金法施行規則)(第69条)」で、☆印の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(第7条)」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	1		
		<b>【概況・組織】</b>	
1. 経営理念・経営基本方針	2		
2. 事業の組織	3		
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	13		
4. 会計監査人の氏名又は名称	13		
5. 店舗一覧(事務所の名称及び所在地)	裏表紙		
6. 営業地区	13		
7. 現金自動預払機(A T M)設置状況	裏表紙		
8. 組合員数推移	3		
		<b>【主要事業内容】</b>	
9. 主要な事業の内容	5		
10. 信用組合の代理業者	(該当ありません)		
		<b>【主要な事業に関する指標】</b>	
11. 事業概況	2		
12. 経常収益	17		
13. 経常利益	17		
14. 当期純利益	17		
15. 出資総額、出資総口数	17		
16. 純資産額	17		
17. 総資産額	17		
18. 預金積金残高	17		
19. 貸出金残高	17		
20. 有価証券残高	17		
21. 単体自己資本比率	17		
22. 出資配当金	17		
23. 職員数	17		
		<b>【主要業務に関する指標】</b>	
24. 業務純益	17		
25. 業務粗利益及び業務粗利益率	17		
26. 資金運用収支、債務取引等収支及びその他業務収支	17		
27. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	18		
28. 受取利息及び支払利息の増減	17		
29. 総資産経常利益率	17		
30. 総資産当期純利益率	17		
31. 経費の内訳	18		
		<b>【預金に関する指標】</b>	
32. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	19		
33. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、 その他の区分ごとの定期預金残高	19		
34. 預金者別預金残高	19		
		<b>【貸出金等に関する指標】</b>	
35. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、割引手形の平均残高	19		
36. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高	19		
37. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額	20		
38. 使途別貸出金残高	19		
39. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に占める割合	19		
40. 預貸率の期末値、期中平均値	18		
41. 消費者ローン・住宅ローン残高	19		
		<b>【有価証券に関する指標】</b>	
42. 商品有価証券の種類別平均残高	20		
43. 有価証券の種類別・残存期間別残高	20		
44. 有価証券の種類別平均残高	20		
45. 預証率の期末値、期中平均値	18		
		<b>【事業の運営に関する事項】</b>	
46. 法令遵守の体制	12		
47. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の取組み強化	12		
48. 反社会的勢力に対する基本方針	12		
49. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12		
50. リスク管理の体制	11		
51. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9		
		<b>【財産の状況に関する事項】</b>	
52. 貸借対照表、損益計算書及び損失処理・剰余金処分計算書	14		
53. 金融再生法に基づく資産の査定公表	21		
54. 自己資本の充実の状況について 金融庁長官が別に定める事項	21		
・自己資本の構成に関する開示事項	22		
・自己資本の充実度に関する事項	23		
・信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化 エクスポージャーを除く)	23		
・信用リスク削減手法に関する事項	25		
・証券化エクスポージャーに関する事項	(該当ありません)		
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 (該当ありません)			
・出資等エクスポージャーに関する事項	25		
・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	26		
・金利リスクに関する事項	26		
55. 次に掲げるものに関する取得価額又は、契約価額、時価及び評価損益	18		
・有価証券	18		
・金銭の信託	(該当ありません)		
・協金法施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引	(該当ありません)		
56. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	19		
57. 貸出金償却の額	19		
58. 法定監査の状況	14		
		<b>【監督指針の要請に基づく開示】</b>	
59. 地域密着型金融の取組み状況	9		
60. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	10		
61. 地域の皆さまとのふれあい	27		
62. 総代会	3		
63. 代表理事による確認	14		
64. 継続企業の前提の重要な疑義	14		
65. 報酬体系について	26		
		<b>【連結情報】</b>	
「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第70条)」で規定されております連結 情報は、該当ありません。			
(注)本資料において掲載している金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。			



## 営業店舗およびATM所在地

### ■ 本部・本店 (ATM設置台数…1台)



〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地  
 本部 TEL 0228-32-3014 (代) FAX 0228-32-5075  
 本店 TEL 0228-32-2586 (代) FAX 0228-32-5150

### ■ 栗駒支店 (ATM設置台数…1台)



〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎下小路46番地  
 TEL 0228-45-1517 (代) FAX 0228-45-5357

### ■ 築館支店 (ATM設置台数…1台)



〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師四丁目6番35号  
 TEL 0228-22-2376 (代) FAX 0228-23-6887

### ■ 中田支店 (ATM設置台数…2台)



〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目8番地の11  
 TEL 0220-35-2100 (代) FAX 0220-34-7234

### ■ 迫支店 (ATM設置台数…2台)



〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1番地の1  
 TEL 0220-22-3095 (代) FAX 0220-22-8390

## ■ 店外ATM

- 栗原市立栗原中央病院出張所 (設置台数…1台) 〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1
- デイリーポート新鮮館佐沼店出張所 (設置台数…1台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大綱上17番地
- 迫支店米山出張所 (設置台数…1台) 〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25番地



## コミュニティバンクせんぼくの現況 2022 ディスクロージャー

発行者 仙北信用組合 理事長 秋山 保茂  
 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL 0228-32-3014 FAX 0228-32-5075  
<https://www.senpoku.shinkumi.jp> e-mail: senpoku@pluto.plala.or.jp  
 問合せ先 本部業務課  
 発行日 令和4年7月28日